



こざがわちょう

第132号

平成30年1月15日

議会だより

編集発行

和歌山県

古座川町議会

TEL 0735-72-3410

FAX 0735-72-1858



ジュニア駅伝初練習（1月4日 明神小学校グラウンド）

平成29年12月 定例会（12月7日～14日）

平成29年度補正予算、条例改正 2～4ページ

一般質問に2議員 5～7ページ

議会日誌、編集委員会より 8ページ

29年度補正予算・条例改正などを審議

12月定例会は、12月7日から14日までの8日間開催し、執行部から提出の29年度補正予算9件、条例4件、その他1件の計14件と、議員提案の2件、いずれも原案のとおり可決しました。

今定例会の主な議案審議について要約して掲載しています。



小川総合センターのAED

総務費

問 何社の通信会社が、基地局の建設を計画しているのか。

答 西川の船原の用地購入という事で149万円計上している。

問 通信会社は、ドコモ、auが同一の所に設置する」と聞いています。ほかに立合地区でも

答 ドコモの設置計画があると聞いています。

民生費

問 小川総合センター、三尾川生活改善センター、七川総合センターのAED借り上げ料が減額になつた理由は。

問 入札の結果である。

答 3台で月々9621円である。



土砂災害（成川）

土木費

問 古座川町としては、和歌山県の方に向が決まり段階で、前向きに取り組んでいきたい。

問 上野山保育所への保育業務委託料の増額の理由は。

問 成川地区で土砂災害が発生し、災害緊急がけ崩れ対策事業の対象となつたため、増額となつた。

教育費

問 上野山保育所への保育業務委託料の増額の理由は。

問 成川地区で土砂災害が発生し、災害緊急がけ崩れ対策事業の対象となつたため、増額となつた。

台風21号被害復旧など

3252万円を可決

一般会計補正予算（第5号）



高瀬テニスコート

答 転出先の市町村と連携し、古座川町で支給しているので二重払いにならないように調整する。

問 高瀬のテニスコート修繕費54万円とあるが、毎年台風のたびに被害を受けている。高台への移転や、土のコートに入れ替える

答 は。ことも含めて検討して水に浸からない高台への移転については、考えていません。
土のコートは雨が降ればしばらく使えないので、人工芝の方が多い面がある。現状のコートでやつていただきたい。

一般会計補正予算（第5号）歳出の主なもの		
総務費		
情報推進費	情報セキュリティ対策適正化支援業務委託料	△378万円
	用地購入費（西川）	149万円
地籍調査費	測量委託料（佐田、高池）	422万円
民生費		
障害者福祉費	障害者自立支援給付支払等システム事業委託料	97万円
	障害者自立支援費	1,000万円
衛生費		
診療所費	七川診療所特別会計繰出金	88万円
	へき地診療所特別会計繰出金	145万円
塵芥処理費	混合ごみ引取手数料	55万円
	災害ごみ引取手数料	50万円
土木費		
住宅管理費	住宅耐震改修事業補助金（1軒分）	114万円
消防費		
消防施設費	消防水利修繕工事（直見、中崎）	1,420万円
災害対策費	防災行政無線柱移設委託料	150万円
教育費		
学校管理費	新入学児童学用品費（3名分）	12万円
	新入学生徒学用品費（8名分）	38万円
体育施設管理費	修繕料（高瀬テニスコート）	54万円
災害復旧費		
公共土木施設災害復旧費	現年補助災害復旧費（藏土、月野瀬、直見）	1,600万円
農林水産施設災害復旧費	現年補助災害復旧費（松の前、池野山）	310万円



現在の税務住民課と産業建設課

古座川町設置部を改例する条例

税務住民課を住民生活課に、産業建設課を地域振興課と建設課に

改めるもの。
この条例には「財政的な抑制、行政改革逆行する課分割には反対」という意見、また「業務の内容が大きく異なる複数の班を一人の課長が統括していくのは非常に難しい。課

条例の改正

を増やすことに賛成」という意見などが出され、採決の結果、賛成6名、反対3名で可決された。

賛成議員

洞 佳和

谷 久司

坂 早巳

中 田 善和

瀧 口 定延

淡 佐 口 幸男

矢 本 和久

佃 奈津代

橋 本 尚視

(議長は採決に加わらない)

反対議員

洞 佳和

谷 久司

坂 早巳

中 田 善和

瀧 口 定延

淡 佐 口 幸男

矢 本 和久

佃 奈津代

橋 本 尚視

(議長は採決に加わらない)

古座川町営単独住宅設置及び管理制度に関する条例の一部を改正する条例

町長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募をおこなわず単独住宅に入居させることができることとする。
一、災害による住宅の滅失
二、定住目的の者
三、古座川町職員
四、その他町長が必要と認めた場合。

人事案件

固定資産評価審査委員
仲 篤美 氏

仲範美氏の任期が12月15日に満了となるため、再任することに同意。任期は3年。

住所
立合
仲範美氏
昭和27年生

意見書の送付

道路整備の促進と財源確保及び道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続を

議員提案の意見書を議決して、国の関係機関に送付。

内容は左記（要約）

道路は、国民生活や経済成長を支える社会

資本の根幹である。特に高規格幹線道路等は、国際競争力の強化や地方創生に寄与し、災害時には「命の道」となる。

国においては、地方が真に必要とする道路整備と、今後増大する道路の維持を計画的に進めるよう要望する。

1、道路整備推進のために、道路財源の安定的な確保を図ること。
2、東南海・南海地震に備え「命の道」である高速道路等の早期整備を図ること。
3、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置についても、老朽化などの課題への対応や地域の財政状況を考慮し、平成30年度以降も継続すること。

今回、新たに二と四が追加された。



町営単独住宅（明神）

一般質問

みんなの願いを町政に

2議員の質問事項は、次のとおりです

洞 佳和 (6ページ)

- ・太陽光発電と町政について

橋本 尚視 (7ページ)

- ・小規模林地開発行為に対する対策について
- ・国保税に対して基金から繰り出しをおこない税の軽減をおこなうように



一般質問とは

一般質問は、議員が町の行政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針等について説明を求め所信をたどり、議員固有の権能として許されているものです。

質問したい議員は、自分の日常活動や考え方に基づき、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通告しておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限の無い方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があります。どちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたり、自分の意見を言つことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言つことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1200字以内にまとめるになつていいるため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。



太陽光発電設置

条例の制定を

洞佳和

設置をしてもいい、といふ事にはならないと思いませんがいかがでしょうか。

町長

全国的に、規制条例設置の動きがあります。古座川町でも、設置場所や環境に配慮することを目的に、条例制定の検討が必要だと考えます。

質問

クリーンエネルギーとして注目されています。大量の二酸化炭素の排出により、地球温暖化が進み、異常気象がたびたび起こっています。

町長

三尾川追野々地区に建設が進められている太陽光発電について、地元の皆さん心配や要望が解決するまで工事を進めるべきでない、と考えますが町長の見解を求めます。

一方、和泉山脈を削り、150ヘクタールの太陽光発電設置の動きが持ち上がり、大きな社会問題になつています。クリーンエネルギー

ワット、事業主体は株式会社ジーヴアエナジーとなっています。



三尾川の工事現場

この太陽光発電は、計画当初から開発を懸念する声を伺っています。

太陽光発電の設置は森林の伐採による保水力低下や、防災上の問題元の皆さんの不安を

題、清流古座川の景観を損なうおそれ等、総合的に考えるとともに、地元の皆さんの不安を

払しょくすべく、事業者に対し強く行政指導をおこないます。

産業建設課長

その通りです。

地元の合意なしに工事の再開はするな

質問 太陽光発電が設置された後の管理は誰がするのでしょうか。

産業建設課長 工事完了後は、管理会社に委託し管理するとの説明です。

質問 会社資料では、施工会社は、大和ハウス工業株式会社となつているが、大和ハウスに問い合わせると「知らない」と言っています。

産業建設課長 大和ハウス北陸支社と契約していると聞いています。12月17日の説明会に契約書を提出することになります。

質問 地元住民の了解を得たのちに、協定書をつくり工事をおこなうと

の説明であります。協定書ができるまでは工事はおこなわないとの理解でいいのでしょうか。



質問 太陽光発電を設置すれば、山に保水力がなくなり、土を掘り返すことにより土砂の流出が大量に発生することは、火を見るより明らかであります。

産業建設課長 排水工事の対策等つめた折衝は、古座川町が責任を持つておこなつていただきたい。

質問 (この文章は本人がまとめたものです)

小規模林地開発への規制と 国保税の負担額抑制を求める



町長 小規模林地開発工事に対する対策についてですが、県内での取り組みを見ると現在、23市町村が条例化をおこなっています。

本町といたしまして
も、森林の開発に限らず
清流古座川の景観や
自然環境の保全を図る
ための条例を制定し、
地域住民の生活環境の
向上に寄与することを

現在、三尾川追野夕
地域については、両方
の谷が土石流の危険渾
流で、下流地域が土石
流警戒区域になつてお
ります。

質問 たい。 うと、水資源の保全でありますとか、そういう観点からしまして時間を使いたい。つくることは約束させて頂きたい。

質問 每年、国保基金からいくらかの金額を入れていくことを提案します。

現在、1ヘクタール未満の林地開発について規制法令がなく、林野庁、県庁に問い合わせも特に規制条例もなく野放しになつており、地域の皆様や町が多大な迷惑、被害を受けているのが現状です。今後予想される開発には、太陽光パネルの設置、風力発電の設置、林道、作業道の開設、残土処理場の設置等々多くの事案が予想されます。

早急に町独自で条例を作つて規制して適切な管理に努め、地域住民の安全と景観を守るべきです。



12月17日の地元説明会（三尾川）

検討してまいりたいと
考えて いるところです。

お願いしたい

税務住民課長

そういう地域の伐採面積の抑制、森林の目的外使用に対する規制も含めて考えて頂いたいと思います。

三尾川地区の警戒区域に串本建設部の方とも現地確認を頂き、今まで土石流が起こつてないことと伐採後の現状を町としても確認しておいてほしいです

基金の活用は当面出来ないので、住民の方がたに納めて頂く保険料について負担増にならないよう負担軽減をしたいと考えております。

基金の活用はおこないますが、国保運営協議会に諮りまして同意を得て実施したいと思います。

えて い ま す。
質 問

質問　国民健康保険は、来年度から運営主体が和歌山県に移行するわけですが、町が国保基金

議員 金額的な面も考えて
充分な配慮をして頂いた
たら、運営協議会の方
も納得できるかと思ひ

条例としてスピード感を持ってやつていた
だきたい。来年3月、
4月施行、そんな形で

の中から一部を県に支払いをして、被保険者の負担を軽くする事をお願いいたします。

ますので、よろしくお願ひします。
(この文章は本人がまとめたものです)

議会日誌

29日	全国町村議会広報研修会 （東京都）
6日	議会便り編集委員会
12日	議会便り編集委員会
18日	東牟婁郡全議員研修会 （那智勝浦町）
2日	全國鯨フォーラム2 （那智勝浦町）
3日	全國鯨フォーラム2 （那智勝浦町）
7日	広域圏事務組合議会 （新宮市）
12日	東牟婁郡町村議長会 （北山村）

13日	和歌山県町村議会正副委員長研修会 （和歌山市）
15日	産業建設常任委員会
18日	ライドオンすさみ2017 枯木灘サイクリングフェスタ前夜祭 （すさみ町）
20日	地方自治法施行70周年

議会の傍聴におこしください

した箱の中に入れても
らうだけです。
一般質問の日は、同
じ階の別会議室にモニ
タールームを設けてい
ます。こちらも入場の
際は、受付簿に住所氏
名を記入して傍聴受付
簿入れに入れてくださ
い。

なお、準備の都合上、
団体で傍聴を希望する
場合は事前に議会事務
局へお知らせください
(個人、団体とも、席



傍聴席から見た議場

編集委員会より

編集委員会より